

## 下野市境界確認事務処理要領

### (趣旨)

第1条 下野市長が管理する下野市所管の公共用財産(以下「市有地」という。)と隣接する民有地の境界確認事務については、法令等に定めがある場合を除くほか、この要領の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要領において確認する市有地とは、次に掲げる公共用地(建設課所管のものに限る)として供されている土地とする。

- (1) 道路法の適用を受ける道路……………市道
- (2) 道路法の適用を受けない道路……………認定外道路
- (3) 河川法の適用を受けない河川……………普通河川
- (4) 湖沼・ため池等

### (境界確認申請者)

第3条 下野市長(以下「市長」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「申請者」という。)又は申請者から委任を受けている者から申請があった場合に境界の確認を行うものとする。

- (1) 申請地(市有地に隣接する土地)の所有権を有している者(未成年者の場合は法定代理人、法人の場合は代表者)
- (2) 公共事業を実施するため、境界確認を必要とする市町又は公共団体

### (境界確認申請書)

第4条 境界確認の申請は、境界確認申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 案内図  
代表的な目的物から申請地までの経路を示したもの
- (2) 位置図  
住宅地図等に着色・曳き出し線を入れる等申請箇所を明示したもの
- (3) 公図等の写し  
法務局備付の図面(以下「公図等」という。)から申請箇所及びその隣接地の全部を転写(着色箇所は同様に着色し、申請箇所には曳き出し線等を明示する。)し、次に掲げる事項を記入したもの  
ア 郡・市・町・大字・字・地番・地目及び土地所有者名  
イ 当該公図等を保管する法務局名  
ウ 当該公図等の転写年月日及び転写者の氏名・押印
- (4) 市有地に隣接する土地の所有者一覧表(様式第7号)  
申請地に隣接する土地及び対側地(以下「隣接地等」という。)の所有者(以下「隣接地等土地所有者」という。)を全て記入したもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

## 2 申請書の提出部数

境界確認申請書の提出部数は一部とする。

### (書類の審査及び受理)

第5条 市長は申請書が提出されたときは、次の事項を審査し境界確認を実施することが適当であると認めるときは、これを受理し境界確認台帳(様式第2号)に登載するものとする。

- (1) 申請者が申請適格を備えていること。
- (2) 市有地であること。
- (3) 申請者に必要事項が記載され、かつ、必要図書が添付されていること。

### (事前調査)

第6条 市長は特に必要があると認めるときは、市町・土地改良区等関係者からの事情聴取・現地調査等を行うことができる。

### (境界立会い)

第7条 市長は申請書を受理したときは、速やかに境界立会日時を定め、申請者に通知するものとする。

- 2 隣接地等土地所有者に対する立会依頼については、申請者から行わせるものとする。
- 3 市長は、立会いをする際に、市有地に隣接する土地の所有者一覧表(様式第7号)により、立会者を確認するものとする。
- 4 隣接地等が既に境界確認済(境界協定書が作成されていることをいう。以下第9条第2項において同じ。)の場合は、隣接地等土地所有者の立会いを省略することができる。
- 5 市長は境界が確認されたときは、境界標(金属ピン等容易に移動かつ消失しないもの)を設置させるものとする。
- 6 市長は境界が確認されたときは、『境界協定書の取り交わしについて』(様式第6号)を申請者に交付するものとする。
- 7 市長は境界標保全のため境界の近隣に不動点を設け、確認位置を明確にするものとする。
- 8 職員は、立会いを実施する場合に他人の土地に立入るときは、身分証明書(職員証)を携帯し、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。
- 9 市長は必要に応じて古老・地元精通者・その他参考人等の立会いを認めることができる。

### (境界立会報告書)

第8条 市長は境界確認に立会った職員に対し、境界立会い報告書(様式第3号)を提出させるものとする。

### (境界協定書の作成)

第9条 市長は境界が確認されたときは、申請者に次に掲げる図書を添付した境界協定書(様式第4号)を2通提出させるものとする。

- (1) 境界を明らかにした図書(申請地の実測平面図等に境界を明示したもの)で、作成年月日、作成者の氏名及び押印のあるもの
- (2) 隣接地等土地所有者の市有地境界同意書(様式第5号)

- 2 隣接地等が既に境界確認済の場合は、隣接地等土地所有者の同意を省略することができる。
- 3 市長は境界協定書の提出があったときは、内容を確認し、押印の上境界協定書の1通を永久保存し、1通を申請者に送付するとともに、境界確認台帳（様式第2号）に必要な事項を記入するものとする。

なお、協定書は袋とじとし、それによりがたいときは各葉に割印すること。

（協定不調）

第10条 市長は隣接地等土地所有者が境界立会いを拒否した場合若しくは境界立会時に申請者と隣接地等土地所有者の主張が相違し、境界確認が成立する見込みがない場合は又は境界立会いをした日から6ヶ月を経過しても協定書の提出がない場合（申請者から協定書の提出が遅延することの申し出があり、理由が正当であると認められる場合を除く。）は、協定不調として境界確認台帳（様式第2号）に必要な事項を記入し、申請書等を境界協定不調綴に編てつする。

附 則

この要領は、平成18年1月10日から適用する。